

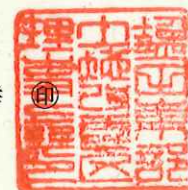
公 告

このたび、大牟田地区を受益地とする農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型）（基幹水利施設ストックマネジメント事業）を県営土地改良事業として施行申請したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条の3第4項において準用する同法第85条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画概要に対して意見のある者は、意見書を提出することができます。

令和7年1月23日

申請人 塩田東部土地改良区理事長 池田 博幸



1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（（農山漁村地域整備交付金 水利施設等整備事業（基幹水利施設保全型））（基幹水利施設ストックマネジメント事業））大牟田地区の事業計画概要書

2 縦覧の期間

令和7年1月23日～令和7年2月21日

3 縦覧の場所

嬉野市役所、白石町役場

4 意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

① 郵便 〒849-1425

住所 佐賀県嬉野市塩田町大字五町田甲 3082 番地 2

申請人 塩田東部土地改良区理事長 池田 博幸

② ファクシミリ

0954-68-0003

(2) 意見書の提出期限

令和7年2月21日

(3) 意見書の提出上の注意

① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。

② 意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただきます。ただ、場合があるため、お尋ねするものです。

③ 提出いただいた意見は、公表する場合がありますとともに、当該意見に対して個別に回答致しませんので、あらかじめ御了承ください。

④ 電話での意見はお受けできません。